運営指導を受ける事業者様自身にて、各項目の適否について☑を付け、提出してください。

**船橋市　指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**（地域定着支援）**

|  |  |
| --- | --- |
| 運営指導年月日 | 　　　年　　月　　日 |
| 事業者（法人）名 |  |
| 事業所の名称 |  |
| 事業所番号 |  |
| 事業所の所在地 | 〒　　　－　　　　 |
| 管理者 |  |
| 資料作成者 | 職・氏名 |  |
| 連絡先 |  |

指導調書における表記等について

Ａ．省略表記

１．「法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」をいう。

２．「基準省令」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第27号)」をいう。

３．「契約支給量」とは、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量をいう。

４．「解釈通知」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第21号）」をいう。

Ｂ．根拠条文について

　　「根拠条文及び市処理欄」に記載のある§以降の番号は、基準省令等の根拠条項を示したもの。

　　例：第5条第1項第1号(ｱ)　→　§5①⑴(ｱ)

| **実地指導項目** | **適否** | **根拠条文等****及び市処理欄** |
| --- | --- | --- |
| **第１　基本方針** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行っているか。 | □適□否 | §39①□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援の事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行っているか。 | □適□否 | §39②□A　□B |
| ⑶　指定地域定着支援の事業を行う指定一般相談支援事業者（以下「指定地域定着支援事業者」という。）は、自らその提供する指定地域定着支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □適□否 | §39③□A　□B |
| ⑷　指定地域定着支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □適□否 | §39④□A　□B |
| **第２　人員に関する基準** |  |  |
| **◆従業者** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、当該指定に係る一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を置いているか。(ただし、指定地域定着支援の業務に支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。) | □適□否 | §40(§3①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援従事者のうち一人以上は、相談支援専門員となっているか。 | □適□否 | §40(§3②)□A　□B |
| **◆管理者** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。(ただし、指定地域定着支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域定着支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。) | □適□否 | §40(§4)□A　□B |
| **第３　運営に関する基準** |  |  |
| **◆内容及び手続の説明及び同意** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定障害者が指定地域定着支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った地域相談支援給付決定障害者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定地域定着支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | □適□否 | §45(§5①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □適□否 | §45(§5②)□A　□B |
| **◆契約内容の報告等** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | □適□否 | §45(§6)□A　□B |
| **◆提供拒否の禁止** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、正当な理由がなく、指定地域定着支援の提供を拒んでいないか。 | □適□否 | §45(§7)□A　□B |
| **◆連絡調整に対する協力** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の利用について市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | □適□否 | §45(§8)□A　□B |
| **◆サービス提供困難時の対応** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定地域定着支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定地域定着支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □適□否 | §45(§9)□A　□B |
| **◆受給資格の確認** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめているか。 | □適□否 | §45(§10)□A　□B |
| **◆地域相談支援給付決定の申請に係る援助** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §45(§11①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。 | □適□否 | §45(§11②)□A　□B |
| **◆心身の状況の把握** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □適□否 | §45(§12)□A　□B |
| **◆指定障害福祉サービス事業者等との連携等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §45(§13①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適□否 | §45(§13②)□A　□B |
| **◆身分を証する書類の携行** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。 | □適□否 | §45(§14)□A　□B |
| **◆サービスの提供の記録** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を提供した際は、当該指定地域定着支援の提供日、内容その他必要な事項を、当該指定地域定着支援の提供の都度記録しているか。 | □適□否 | §45(§15①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、⑴による記録に際しては、地域相談支援給付決定障害者から指定地域定着支援を提供したことについて確認を受けているか。 | □適□否 | §45(§15②)□A　□B |
| **◆指定地域定着支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者が、指定地域定着支援を提供する地域相談支援給付決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該地域相談支援給付決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとしているか。 | □適□否 | §45(§16①)□A　□B |
| ⑵　⑴により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに地域相談支援給付決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、地域相談支援給付決定障害者に対して説明を行い、その同意を得ているか。(ただし、基準省令第17条第1項又は第2項に規定する支払については、この限りでない。) | □適□否 | §45(§16②)□A　□B |
| **◆地域相談支援給付費の額等の受領** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域定着支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から当該指定地域定着支援につき法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域相談支援に要した費用の額)の支払を受けているか。 | □適□否 | §45(§17①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、⑴の支払を受ける額のほか、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定地域定着支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を地域相談支援給付決定障害者から受けているか。 | □適□否 | §45(§17②)□A　□B |
| ⑶　指定地域定着支援事業者は、(1)及び(2) の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付しているか。 | □適□否 | §45(§17③)□A　□B |
| ⑷　指定地域定着支援事業者は、⑵の交通費については、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、その額について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得ているか。 | □適□否 | §45(§17④)□A　□B |
| **◆地域相談支援給付費の額に係る通知等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、法定代理受領により指定地域定着支援に係る地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知しているか。 | □適□否 | §45(§18①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定地域定着支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定地域定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定障害者に対して交付しているか。 | □適□否 | §45(§18②)□A　□B |
| **◆指定地域定着支援の具体的取扱方針** |  |  |
| 指定地域定着支援の方針は、基本方針に基づき、次に掲げるところによるものとしているか。①　指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させているか。②　指定地域定着支援事業所の管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の指定地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行わせているか。③　指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っているか。④　指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。⑤　指定地域定着支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行っているか。 | □適□否 | §41□A　□B |
| **◆地域定着支援台帳の作成等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援従事者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した指定地域定着支援に係る台帳を作成しているか。 | □適□否 | §42①□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行っているか。 | □適□否 | §42②□A　□B |
| ⑶　指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。（この場合において、指定地域定着支援の職務に従事する者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。） | □適□否 | §42③□A　□B |
| ⑷　指定地域定着支援従事者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | □適□否 | §42④□A　□B |
| ⑸　指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っているか。 | □適□否 | §42⑤□A　□B |
| ⑹　⑵から⑷は、⑸に規定する地域定着支援台帳の変更について準用しているか。 | □適□否 | §42⑥□A　□B |
| **◆常時の連絡体制の確保等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保しているか。 | □適□否 | §43①□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握しているか。 | □適□否 | §43②□A　□B |
| **◆緊急の事態における支援等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っているか。 | □適□否 | §44①□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、⑴の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じているか。 | □適□否 | §44②□A　□B |
| ⑶　指定地域定着支援事業者は、⑵の一時的な滞在による支援について、次の各号に定める要件を満たす場所において行っているか。①　利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。②　衛生的に管理されている場所であること。 | □適□否 | §44③□A　□B |
| ⑷　指定地域定着支援事業者は、⑵の一時的な滞在による支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行っているか。 | □適□否 | §44④□A　□B |
| **◆地域相談支援給付決定障害者に関する市町村への通知** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を受けている地域相談支援給付決定障害者が偽りその他不正な行為によって地域相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 | □適□否 | §45(§25)□A　□B |
| **◆管理者の責務** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者その他の従業者の管理、指定地域定着支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | □適□否 | §45(§26①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業所の管理者は、指定地域定着支援従事者に基準省令を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □適□否 | §45(§26②)□A　□B |
| **◆運営規程** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。①事業の目的及び運営の方針②従業者の職種、員数及び職務の内容③営業日及び営業時間④指定地域定着支援の提供方法及び内容並びに地域相談支援給付決定障害者から受領する費用及びその額⑤通常の事業の実施地域⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類⑦虐待の防止のための措置に関する事項⑧その他運営に関する重要事項 | □適□否 | §45(§27)□A　□B |
| **◆勤務体制の確保等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定地域定着支援を提供できるよう、指定地域定着支援事業所ごとに、指定地域定着支援従事者その他の従業者の勤務の体制を定めているか。 | □適□否 | §45(§28①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに、当該指定地域定着支援事業所の指定地域定着支援従事者によって指定地域定着支援を提供しているか。(ただし、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行われる一時的な滞在による支援については、この限りでない。) | □適□否 | §45(§28②)□A　□B |
| ⑶　指定地域定着支援事業者は、⑵ただし書の規定により指定地域定着支援に係る業務の一部を他の指定地域定着支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。 | □適□否 | §45(§28③)□A　□B |
| ⑷　指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □適□否 | §45(§28④)□A　□B |
| ⑸　指定地域定着支援事業者は、適切な指定地域定着支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §45(§28⑤)□A　□B |
| **◆業務継続計画の策定等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定着移行支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §45(§28の2①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | □適□否 | §45(§28の2②)□A　□B |
| ⑶　指定地域定着支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | □適□否 | §45(§28の2③)□A　□B |
| **◆設備及び備品等** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定地域定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 | □適□否 | §45(§29)□A　□B |
| **◆衛生管理等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 | □適□否 | §45(§30①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 | □適□否 | §45(§30②)□A　□B |
| ⑶　指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。　① 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ② 当該指定地域定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 当該指定地域移行支援事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 | □適□否 | §45(§30③)□A　□B |
| **◆掲示等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び地域定着支援の実施状況、指定地域定着支援従事者の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（当該指定地域定着支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の掲示に代えることができる。） | □適□否 | §45(§31①②)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、⑴の重要事項の公表に努めているか。 | □適□否 | §45(§31③)□A　□B |
| **◆秘密保持等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □適□否 | §45(§32①)□A　□B |
| ⑵　指定地域移行支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §45(§32②)□A　□B |
| ⑶　指定地域移行支援事業者は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | □適□否 | §45(§32③)□A　□B |
| **◆情報の提供等** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援を利用しようとする者が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定地域定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | □適□否 | §45(§33①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、当該指定地域定着支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。 | □適□否 | §45(§33②)□A　□B |
| **◆利益供与等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定地域定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □適□否 | §45(§34①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、指定特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | □適□否 | §45(§34②)□A　□B |
| **◆苦情解決** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §§45(35①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 | □適□否 | §45(§35②)□A　□B |
| ⑶　指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §45(§35③)□A　□B |
| ⑷　指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §45(§35④)□A　□B |
| ⑸　指定地域定着支援事業者は、その提供した指定地域定着支援に関し、法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定地域定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適□否 | §45(§35⑤)□A　□B |
| ⑹　指定地域定着支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、⑶から⑸までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | □適□否 | §45(§35⑥)□A　□B |
| ⑺　指定地域定着支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | □適□否 | §45(§35⑦)□A　□B |
| **◆事故発生時の対応** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | □適□否 | §45(§36①□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、⑴の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | □適□否 | §45(§36②)□A　□B |
| ⑶　指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □適□否 | §45(§36③)□A　□B |
| **◆虐待の防止** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。① 当該指定定着移行支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。② 当該指定定着定着支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。③ ①②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | □適□否 | §45(§36の2)□A　□B |
| **◆会計の区分** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、指定地域定着支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域定着支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | □適□否 | §45(§37)□A　□B |
| **◆記録の整備** |  |  |
| ⑴　指定地域定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | □適□否 | §45(§38①)□A　□B |
| ⑵　指定地域定着支援事業者は、利用者に対する指定地域定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定地域定着支援を提供した日から5年間保存しているか。　①第15条第1項に規定する提供した指定地域定着支援に係る必要な事項の提供の記録②地域定着支援計画③第25条の規定による市町村への通知に係る記録④第35条第2項に規定する苦情の内容等の記録⑤第36条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録＜電磁的記録について＞指定一般相談支援事業者等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準省令の規定において書面で行うこととして規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。また、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）にうち、基準条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、障害者等の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録によるものができる。 | □適□否 | §45(§38②)□A　□B |
| **◆変更の届出等** |  |  |
| 指定地域定着支援事業者は、当該指定にかかる事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定特定相談支援事業を再開したときは、厚生労働省令の定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 | □適□否 | ＊法§51-25□A　□B |
| **◆情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を市長に報告しているか。 | □適□否 | ＊法§76-3□A　□B |